

定期監査の結果

(平成27年度財務)

愛媛県監査事務局

1 定期監査の実施方針

定期監査(地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査)において、同条第 1 項の規定による財務監査を、次の事項に主眼を置き実施した。

- ① 財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか
- ② 経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうか

2 定期監査の執行状況

平成 27 年度財務に係る定期監査は 229 機関に対して実施した。そのうち、167 機関は実地により、62 機関は書面により監査を実施した。

区分	実地監査	書面監査	計
知事部局	111	11	122
本庁	65	0	65
地方局	32	0	32
地方機関	14	11	25
諸局	5	0	5
本庁	5	0	5
教育委員会	32	43	75
本庁	8	0	8
地方機関(高等学校等)	24	43	67
公安委員会	9	8	17
本庁	1	0	1
地方機関(警察署)	8	8	16
公営企業管理局	10	0	10
本庁	3	0	3
地方機関(病院等)	7	0	7
合計	167	62	229
本庁	82	0	82
地方機関(地方局を含む。)	85	62	147

3 定期監査の結果

(1) 監査結果の処理区分

ア 指摘事項

・公表事項

監査委員が、指摘事項を公表(県報掲載)するもの

・文書通知事項

監査委員が、監査を実施した機関に対して、指摘事項を文書で通知するもの

イ 指導事項

予備監査において、改善すべき事項を口頭等で伝達するもの

(2) 指摘事項の状況

平成 27 年度財務に係る指摘事項の内訳は次のとおりである。

なお、主な指摘の内容は、本書付録に収録している。

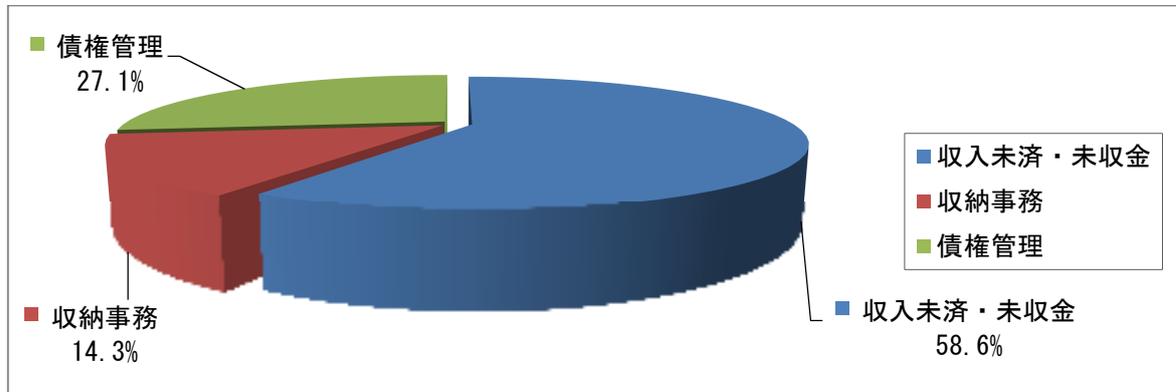
ア 会計別

区分	指摘件数	うち公表
普通会計	139	58
企業会計	22	13
合計	161	71

イ 内容別

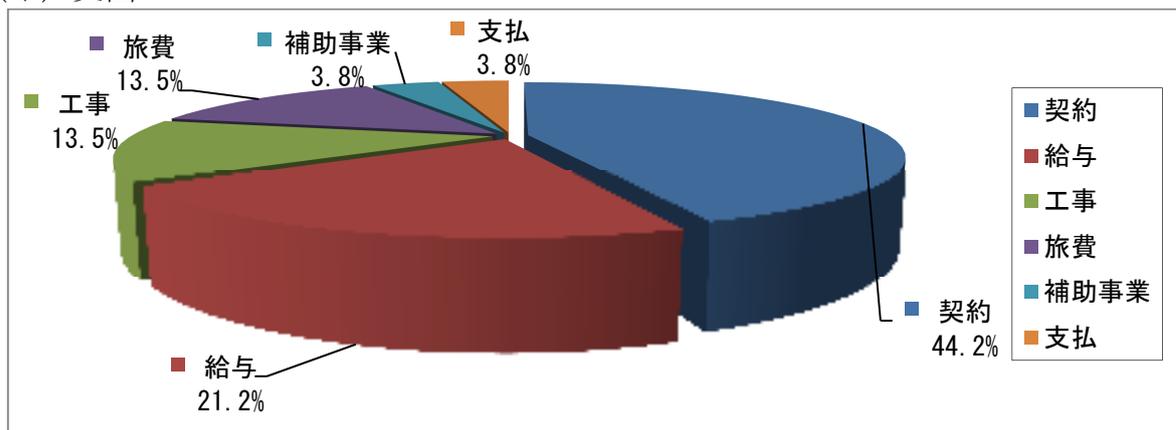
区分	収入	支出	その他	計
指摘件数	70	52	39	161
うち公表	61	2	8	71
構成比 (%)	43.48	32.30	24.22	100.00

(ア) 収入



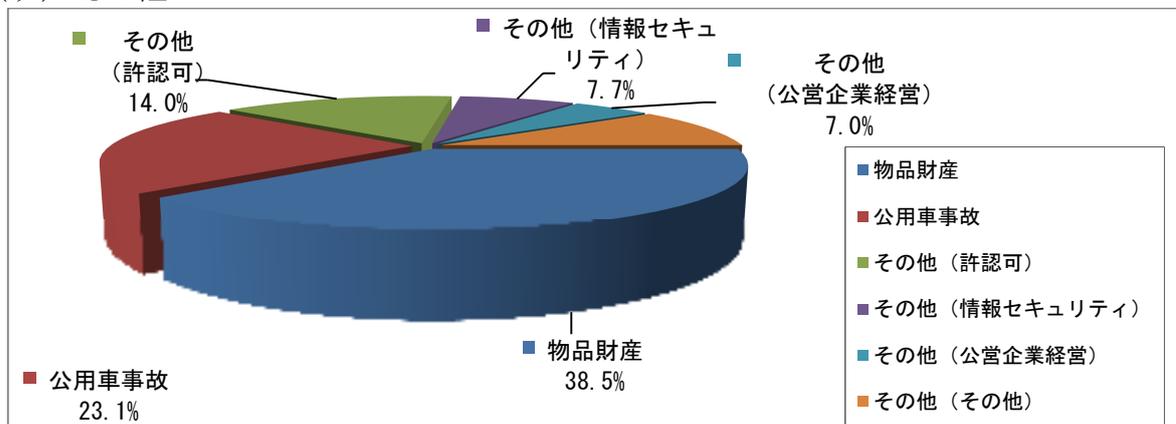
収入に関する指摘件数は、収入未済・未収金に関すること 41 件、債権管理に関すること 19 件、収納事務に関すること 10 件である。

(イ) 支出



支出に関する指摘件数は、契約に関すること 23 件、給与に関すること 11 件、工事に関すること 7 件、旅費に関すること 7 件、補助事業の執行に関すること 2 件、支払に関すること 2 件である。

(ウ) その他



その他に関する指摘件数は、物品財産に関すること 15 件、公用車事故に関すること 9 件、その他事務事業に関すること 15 件（うち許認可 6 件、情報セキュリティ 3

件、公営企業経営 2 件等) である。

(3) 指導事項の状況

平成 27 年度財務に係る指導事項の内訳は次のとおりである。
 なお、主な指導の内容は、本書付録に収録している。

ア 会計別

区分	指導件数
普通会計	103
企業会計	6
合計	109

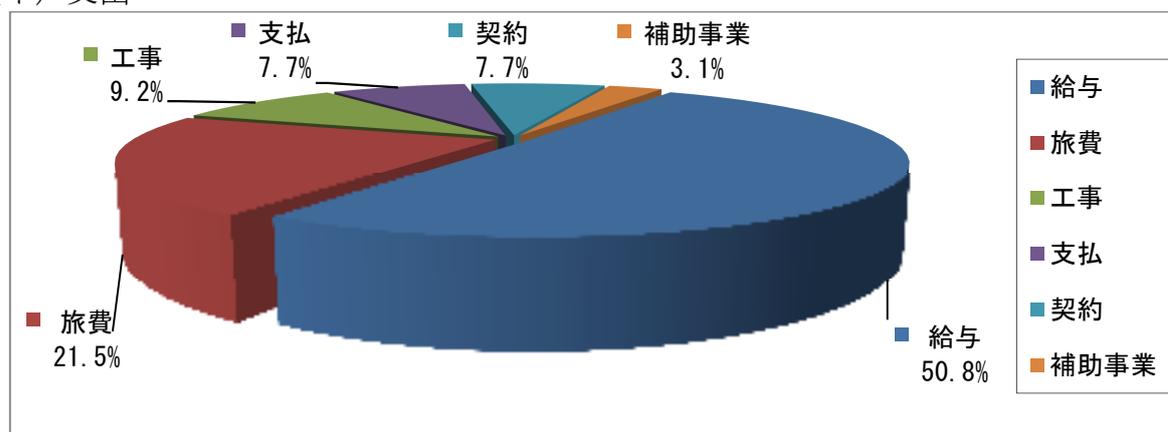
イ 内容別

区分	収入	支出	その他	計
指導件数	5	65	39	109
構成比 (%)	4.59	59.63	35.78	100.00

(ア) 収入

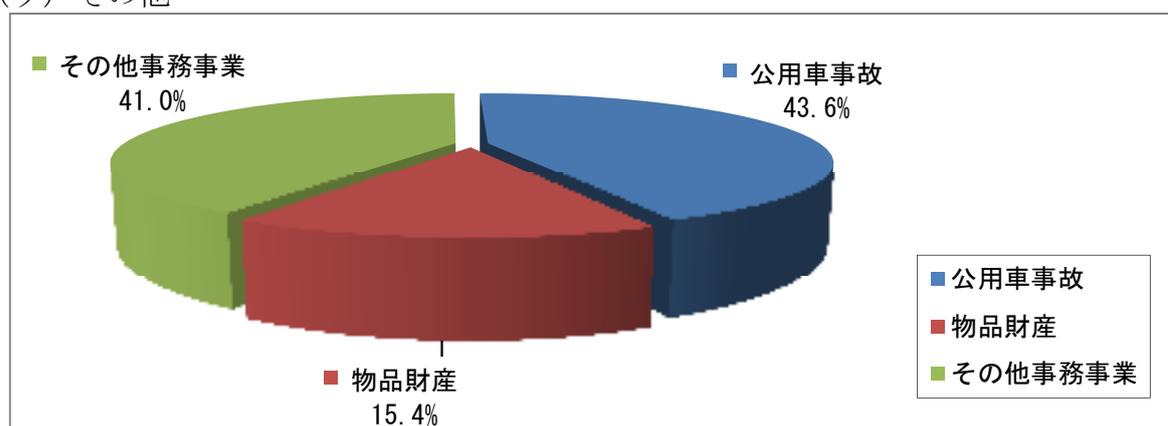
収入に関する指導件数は、収納事務に関すること 5 件である。

(イ) 支出



支出に関する指導件数は、給与に関すること 33 件、旅費に関すること 14 件、工事に関すること 6 件、支払に関すること 5 件、契約に関すること 5 件、補助事業の執行に関すること 2 件である。

(ウ) その他



その他に関する指導件数は、公用車事故に関すること 17 件、物品財産に関するこ

と 6 件、その他事務事業に関すること 16 件である。

4 組織及び運営の改善合理化等に関する意見

定期監査にあたって、監査委員は、本県の事務処理が最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化や規模の適正化が図られているかという点にも配慮する必要がある（地方自治法第 199 条第 3 項参照）ことから、関係機関に対して、監査結果に基づく「組織及び運営の改善合理化等に関する意見」を提出した。

(1) 普通会計

- 一部の機関において、蛇口の閉め忘れによるものと推察される水道料金の増加があったため、庁舎管理により一層万全を期すよう求めたもの
- 高等学校等就学支援金の受給資格認定事務について、受給資格者が特定される恐れがあるため、個人情報に配慮した通知方法の検討を求めたもの
- 廃棄処分するものとして不用決定の承認を受けたまま長期間放置された重要物品や、長期間利用されず今後も使用見込みのない重要物品や原材料について、有効活用策や適切な管理方策の検討を求めたもの
- 公衆電話料金の収納管理事務について、実際の現金収支の明確化と複数職員による収支状況の確認等、現金事故の未然防止を図るための対策を検討するよう求めたもの
- 国等の補助対象事業として民間企業から受託した研究契約において、明文の根拠なく国等の委託事業に係る減免規定を準用し、受領すべき委託料を減額していたため改善を求めたもの
- 契約の相手方を地域限定で求めるなど特別考慮が必要である場合は、具体的理由を明記するよう改善を求めたもの
- 県営事業に係る地元分担金について、所属内の意思決定の有無が不明確なままに、申請があった納期延長を容認していたので、改善策の検討を求めたもの
- 県や市町が負担金を拠出した協議会において、事務局機能と監査機能を同一局内に設置しているのは透明性・公平性の点からも疑問であるため、内部牽制体制の整備が図られるよう求めたもの
- 工事に係る伐採木の使用において、相手方の承諾が確認できないため、改善を求めたもの
- 工事入札において、発注者の入札・契約手続の瑕疵により入札中止や契約解除が発生しているため、内部統制環境の整備を図るよう求めたもの。
- 一部の機関において、工事請負費以外の発注工事に伴い発生する産業廃棄物の運搬及び処分について、国の指針に基づく報告を相手方に提出させていなかったため、履行確認の徹底について指導を求めたもの
- 道路照明灯の電力料金について、道路照明灯の管理関係や電力契約関係を整理するよう、平成 27 年度監査において文書通知をしたが、一部の機関において対応がなされていなかったため、再度、指導徹底するよう求めたもの
- 非常勤嘱託職員の報酬について、報酬日額を給しているにもかかわらず勤務時間数を定めていないため、明確にするよう検討を求めたもの
- 県立学校の工事に係る事務について、未経験者に対し研修の実施や相談体制の充実などが行われているものの、契約事務や設計積算、施工管理等において不備が依然見受けられるため、適切かつ円滑な執行体制を強化するよう求めたもの
- 特別支援教育就学奨励費について、保護者の経済的負担を軽減する目的で支給するという本制度の趣旨を踏まえ、児童等が乗車していない送迎時の有料通行料について支給対象とするよう検討を求めたもの
- 特別支援教育の研究・研修用として整備したタブレット端末について、他校へ管理替えする際に、使用簿や購入したアプリケーションについて確実に引き継ぐことで、

適正かつ有効な活用が図れるよう改善を求めたもの

- 一部の機関において、口頭により報告された数値を基に電灯量実費徴収金を計算しているが、伝達による徴収金額の誤りが懸念されるため、事務改善について検討を求めたもの

(2) 企業会計

- 県立病院における診療業務受委託契約について、病院間の移動時間を加算した診療時間により報酬額を決定していたため、労働基準法等との整合性を考慮の上、契約条項の見直しを検討するよう求めたもの。
- 公用車のE T Cカード利用について、E T Cマイレージ登録されていないものが見受けられたため、登録について検討を求めたもの
- たな卸資産について、紛失や誤廃棄を防止する観点から、正確な在庫数量の把握が図られるよう適切な管理方法について見直しの検討を求めたもの

指 摘 事 項 ・ 指 導 事 項 の 状 況
（ 個 別 内 容 ）

第1 普通会計

1 収入に関すること

項目	内容
(1)収入未済に関すること	<p>収入未済の収入確保に努めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅貸付料 ・ 母子・寡婦福祉資金貸付金償還金 ・ 生活保護費戻入金 ・ 県税 ・ 児童福祉施設入所措置費負担金 ・ 子ども療育センター利用料金 ・ 道路占用料 ・ 看護職員修学資金貸付金償還金 ・ 児童扶養手当返還金 ・ 林業改善資金貸付金償還金 ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金 ・ 住宅貸付金損害金 ・ 奨学資金貸付金償還金 ・ 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金 ・ 放置違反金 ・ 延滞金(放置違反金に伴うもの)
(2)債権管理に関すること	<p>適切な債権管理が望まれるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害弁償金 ・ 前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの) ・ 代執行費用徴収金 ・ 生活安定資金貸付金償還金 ・ 入所施設等保護者負担金(母子生活支援施設に係るもの) ・ 延滞金(看護職員修学資金貸付金償還金に伴うもの) ・ 違約金(貸付金償還金に伴うもの) ・ 設備近代化資金貸付金償還金 ・ 心身障害者扶養共済年金過払金 ・ 障害者自立支援基盤整備事業費補助金返還金 ・ 企業立地促進事業費補助金返還金 ・ 地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金 ・ 賠償金(公用車事故に伴うもの) ・ 食卵委託販売契約に係る生産物売払収入
(3)収納事務に関すること	<p>ア 申請書等の書面と収入証紙の彩紋にかけての検印がなかったもの</p> <p>イ 証紙収納簿の月計累計欄に検印がなかったもの</p> <p>ウ 証紙収納簿への登記がなかったもの</p> <p>エ 県外居住者から手数料相当額の証紙の添付が委託されたとみならず場合における処理の経緯を、証明願の余白等に記載していなかったもの</p> <p>オ 現金領収書の領収内訳(内容)が誤っていたもの</p>

項目	内容
(3) 収納事務に関すること(続き)	カ 行政財産の使用許可に係る決裁において、使用料減免が可能である根拠規定を明示していなかったもの
	キ 通信制課程に係る受講料について、履修科目の受講決定後又は受講受給資格喪失後速やかに納付させなければならない者についても、高等学校等就学支援金の調定時期に分割徴収していたもの
	ク 免税軽油使用者証及び免税証の交付について、返納状況を把握していなかったもの
(4) 契約(財産売払)に関すること	ア 生産品の委託販売において、契約書に定めるせり売り日の変更に係る事前報告を受託者にさせていなかったもの

2 支出に関すること

項目	内容
<p>(1) 契約に関すること</p>	<p>ア 契約の決定・締結に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札公示において、参加資格となる登録業者についての業種、分野等の記載がなく不明確となっていたもの ・ 物品購入契約に係る請書等を徴していなかったもの ・ 別途指示する日までに事業計画書を提出させることとなっているところ、提出日を指示していなかったもの ・ 事業実施要領の対象経費にない科目の支出を含んだ事業計画書等を承認していたもの(実績報告書も適正に執行されたものとして検査していたもの) ・ 契約書に添付された収入印紙に消印がなかったもの
	<p>イ 契約の履行の確保に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第234条の2第1項に基づく完了確認をしていなかったもの ・ 愛媛県会計規則第162条に基づく履行の終了通知を提出させていなかったもの ・ 愛媛県会計規則第164条に基づく検査調書を作成していなかったもの ・ 契約書に定める業務実施計画書等を提出させていなかったもの ・ 受託者側の業務担当者について、担当者の氏名等又は業務遂行に必要な資格の有無を証する書面を提出させていなかったもの ・ 契約書に定める業務完了報告書等の到達前に完了確認を行い、適正に履行されたものとしていた ・ 検査実施者が、契約担当者と同一職員等であったもの ・ 軽油購入単価契約において、請求書の請求金額の算出方法が月によって異なっていたもの ・ 契約締結日以前に業務を執行させていたもの ・ 年度内に完了していたにもかかわらず実績確認を翌年度の日付にしていたもの ・ 契約内容に変更があったにもかかわらず、手続きしないまま適正に執行されたものとして完了確認していたもの ・ 産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約について、最終処分業者の許可証(灰プラスチック、金属くず、ガラスくずに係るもの)の写しを契約書に添付していなかったものや、運搬の最終目的地の所在地を契約書に記載していなかったもの ・ 産業廃棄物収集運搬業に係る事業の範囲を記載すべきところを、誤って一般廃棄物収集運搬業に係るものと記載していたもの
<p>(2) 給与に関すること</p>	<p>ア 住居手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の給与に関する条例第9条の5第1項に規定する最低家賃月額を下回る期間限定家賃(契約書や重要事項説明書の特約条項)を見落としていたため、過支給となっていたもの ・ 減額認定をしていなかったもの ・ 認定・確認簿に担当者確認印を押印していなかったもの ・ 人事給与基本通知書への入力誤りにより過支給が生じていたもの
	<p>イ 通勤手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定・確認簿に届出の理由や受理年月日の記載がなかったため、支給開始月が不明確になっていたもの

項目	内容
(2)給与に関すること（続き）	<p>イ 通勤手当(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新道の開通に伴い最も経済的かつ最短の通勤経路が新たに生じていたにもかかわらず、認定を変更していなかったもの ・長期出張、育児休業、又は病気休暇から復帰した場合における支給開始月を誤まって認定したため、過誤が生じていたもの ・異動の前後で通勤実態に変更がなかったため、前所属における運賃改定時の認定誤りを見落とし、長期にわたり過誤が生じていたもの ・毎月月初の確認権者による通勤届兼通勤手当認定・確認簿調査確認を行っていなかったため、期限切れの定期券を使用して通勤していた事実を見落とししていたもの ・認定・確認簿に担当者確認印を押印していなかったもの <p>ウ 超過勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行中の移動時間のうち現地用務の時間と運転用務の時間を別々に命令していなかったほか、支給対象とならない公用車同乗中の時間を超過勤務時間に算入していたもの ・同一週を超えた週休日の振替、又は週休日の振替に伴う適用単価の誤りにより過支給となっていたもの ・実績給与基本通知書への入力誤りにより支給不足が生じていたもの ・超過勤務時間の集計誤りにより、支給額に過誤が生じていたもの <p>エ 特殊勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事日数の集計誤りや特殊勤務従事簿の記載誤りにより過支給となっていたもの ・庁外での交渉であるにもかかわらず、旅行命令簿への記載がないものがあり、支給の適否が不明確になっていたもの ・従事日のうち、出勤簿や休暇簿で休暇を取得したこととなっているものがあり、支給の適否が不明確になっていたもの ・支給要件の確認が十分でなかったため支給不足となっていたもの ・実績給与基本通知書への入力誤りにより支給不足が生じていたもの <p>カ 管理職特別勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績給与通知書への入力誤りにより支給不足が生じていたもの <p>キ 現金支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給定日から遅延して支給していたもの ・清算手続をしていなかったもの
(3)工事に関すること	<p>ア 施工管理に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請施工通知書の補正を求めて請負者に返却したまま、再提出させていなかったもの ・工事共通仕様書等の定めによる工事实績情報サービス(コリンズ)の登録を、請負者が期限内に行っていないにもかかわらず、期限内に登録されたものとして工事成績評定をしていたもの ・工事共通仕様書等に定める下請負を締結した場合における施工体制台帳及び施工体系図を、請負者から提出させていなかったもの ・鉄筋コンクリート構造物工事において、鉄筋かぶりの出来形寸法が確認できる資料が保管されていなかったもの

項目	内容
(3) 工事に関すること(続き)	<p>ア 施工管理に関すること(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結後に書面により通知された主任技術者及び現場代理人について、主任技術者に係る資格区分の記載が不明確であったほか、現場代理人の雇用関係を証する書類が添付されていなかったもの ・ 変更契約に係る設計図書に施工数量の誤りがあったにもかかわらず、訂正箇所を請負者に通知したのみで、契約書の定めによる設計図書の訂正及びこれに伴う契約変更を行っていないもの <p>イ 設計積算に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事設計数量や単価の積算誤りにより、工事原価に過誤が生じたもの ・ 配筋図を設計図書に添付していなかったため、工事内容が確認できなかったもの ・ 課税対象とならない産業廃棄物に係る資源循環促進税相当額を計上していたもの ・ 産業廃棄物の運搬及び処分に係る契約数量と実績が異なっていたにもかかわらず、変更契約を行っていないもの ・ 諸経費の算定において、諸経费率の適用を誤っていたほか産業廃棄物処分費等を算定対象額から控除していなかったもの <p>ウ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び同法施行令第8条第1項に基づく知事や市長への工事に関する事項を通知をしていなかったほか、第13条第1項に基づく分別解体等の方法や費用等を記載した書面を交付していなかったもの ・ 県内で製造されている製品があるにもかかわらず、受注者からの県産品には存在しないものとした未使用理由書を受領していたもの
(4) 旅費に関すること	<p>ア 航空機(出張パックを含む。)を自己手配した場合又は実費調整した場合の領収書等を所属で確認、保管していなかったもの(一部の機関においては、このことに伴う精算誤りにより過誤が発生)</p> <p>イ 日当等の調整誤りにより、過支給又は支給不足となっていたもの</p> <p>ウ 支給すべき交通費や有料橋りょう利用料、日当が請求できていなかったため、支給不足となっていたもの(旅費システムへの未入力を含む)</p> <p>エ 公共交通機関において利用した割引運賃を適用していなかったため過支給となっていたもの</p> <p>オ 領収書紛失の申立書において、所属長証明がなかったもの</p>
(5) 補助事業に関すること	<p>ア 事務費対象経費として補助対象外経費が計上されていたもの</p> <p>イ 事業内容に変更があったにもかかわらず、交付要綱に定める変更承認申請をさせていなかったもの</p> <p>ウ 高等学校等就学支援金の受給資格認定事務において、認定に必要な課税証明書が添付されていなかったり、誤った年度の課税証明書等が添付されていたにもかかわらず、これらを適正なものとして認定していたもの</p>
(6) 支払に関すること	<p>ア 支払が約2か月遅延していたほか、受注者から提出された請求書の日付を所属において書き換えていたもの</p> <p>イ 管理記帳手当の支払について、管理作業記帳簿に実績確認日以降の作業日についての記載があったもの</p> <p>ウ 物品調達等検査事務に係る検査実施者について所属長が指名すべきところ、指名をしていなかったもの</p>

3 その他

項目	内容
(1) 物品財産に関する事	<p>ア 備品・財産等の管理に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加除式図書について、図書管理簿に記帳していなかったもの ・ 原材料について、原材料受払簿に記帳していなかったもの ・ 図書管理簿について、物品出納者印を押印していなかったもの ・ 保存期間が経過した公印について廃棄処分していなかったもの ・ 不用の決定をしないまま廃棄していたもの ・ 重要物品について、重要物品調書を提出していなかったもの ・ 重要物品について、所在不明となっており適切に管理していなかったもの ・ 新規取得した備品に、備品シールを貼付していなかったもの ・ 検査用実験試薬について、実験試薬管理簿には長期間にわたり使用できないものとして記帳しているにもかかわらず、廃棄処分をしていなかったもの <p>イ 郵便切手・はがきの管理に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便切手受払簿を作成していなかったもの ・ 実数と受払簿上の残数が一致しなかったもの ・ 受払簿に物品出納者印を押印していなかったもの
(2) 事故に関する事	<p>公用車の運転中において、職員の不注意により人身・物損事故が生じていたもの</p>
(3) その他	<p>ア 許認可等事務に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 占用許可条件としている工事完了時や占用期間満了時等における届出をさせていなかったものや遅延していたもの ・ 工事完了後、提出された道路占用工事竣工届を放置し、検査・復命を実施していなかったもの ・ 工事完了確認時に仮設物の撤去の状況を確認していなかったもの ・ 成績証明書等について、委任状を徴取していないにもかかわらず代理人に対して交付していたもの <p>イ 文書の管理等に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 收受印の押印及び文書システムへの登録を行っていないもの <p>ウ 就業規程・勤務条件・服務等に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務出張にあわせて行った私事旅行について、取得すべき休暇の取扱いを誤っていたもの ・ 非常勤職員の採用について、勤務日、勤務時間等の労働条件を本人に対して明示していなかったもの ・ 日々雇用職員の採用辞令について、改定予定の賃金日額で発令する一方、発令日後に改定された賃金日額の通知を行っていないもの ・ 職員に貸与する被服について、被服貸与台帳に誤った購入数量を記載していたもの

項目	内容
(3)その他(続き)	<p>エ 組織運営その他に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別会計の健全な運営に向けて、より一層の努力が望まれるもの ・ 愛媛県インクルーシブ教育システム構築事業に係るタブレット端末の管理及び運用において、タブレット端末を他校に引き継ぐ際、プリペイドカード使用簿の引継ぎがなく使用実績が不明であったもの。また購入したアプリケーションについても引き継がれてなかったもの ・ 個人情報を取扱う委任契約を締結する場合における受任者への個人情報取扱特記事項に係る書面の交付等が行われていなかったもの ・ ホームページについて、記載内容の誤り等が生じていたもの

第2 企業会計

1 収入に関すること

項目	内容
(1)未収金に関すること	未収金の収入確保に努めるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人医業未収金 ・ 医業外未収金 ・ 畑寺発電所発電電力の売電契約に係る未収金 ・ 工業用水道事業営業未収金
(2)収納事務に関すること	給与資金前渡担任者口座の預金利子の収入手続をしていなかったもの

2 支出に関すること

項目	内容
(1)契約に関すること	ア 契約の決定・締結に適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務受託仕様書に定める業務実施日程表を作成しておらず、業務実施日程を受託者に通知していなかったもの イ 契約の履行の確保に適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第234条の2第2項に基づく完了確認をしていなかったもの ・ 検査実施者が、契約担当者と同一職員等であったもの ・ 発注数と実績数を確認することなく、受託者からの請求どおりに支払っていたもの ・ 受託者から提出のあった業務報告書に記入漏れがあったにもかかわらず、適正に履行されたものとしていたもの
(2)工事に関すること	ア 施工管理に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工管理すべきあと施工アンカーの既設コンクリートへの埋め込み深さや定着方法等を、承認申請函等に明示しなかったため、施工条件が確認できないものとなっていた イ 設計積算に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造計算において、適用した基準の根拠が不明確であったもの ・ 受風面積が最大となる風向で検討していなかったため、風圧力を過小評価していたもの
(3)給与に関すること	ア 住居手当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の給与に関する条例第9条の5第1項に規定する最低家賃月額を下回る期間限定家賃(契約書や重要事項説明書の特約条項)を見落としていたため、過支給となっていたもの ・ 支給開始月を誤って認定したため過支給となっていたもの ・ 家賃額の記載誤りにより支給不足となっていたもの イ 通勤手当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通勤方法の変更に伴う定期券の解約による払戻額を戻入していなかったもの ・ 人事給与基本通知書への入力誤りにより過支給が生じていたもの ・ 所属の誤った教示に基づく届出により過支給となっていたもの ウ 特殊勤務手当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従事命令簿と作業報告書との日付が一致せず、支給の適否が不明確になっていたもの

項目	内容
(4)旅費に関する事	ア 自己手配した航空機(宿泊パックを含む。)の領収書の確認が、所属において不十分であったため、申請額の誤りを見落とし過支給となっていたもの
(5)支払に関する事	ア 臨時職員の賃金について、算定の基礎となる出勤簿に押印もれがあったもの

3 その他

項目	内容
(1)組織・運営に関する事	ア 工業用水道事業について、給水契約の維持や企業立地の促進による新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組みが望まれるもの
	イ 病院事業について、財政健全化策に取り組んだ成果が見られるが、依然として厳しい財政状況が続いており、引き続き経営健全化と経営体質の強化への取組みが望まれるもの
(2)物品財産に関する事	ア 備品について、不用の決定をしないまま廃棄し、準備品出納簿への記帳をしていなかったもの
	イ 医療機器の無償譲渡について、譲渡先からの受領書を適正に文書管理できていなかったもの